

第6回日越環境政策対話における共同関係声明

ベトナムの天然資源環境省及び日本の環境省との間での第6回越日環境政策対話が2020年8月24日及び25日にオンラインで実施された。以下は当該会合の議論の概要である：

セッション 1：協力進捗の確認

1. 両省は、第5回政策対話以降の二省間の協力の成果を歓迎した。また当該対話の枠組みの中に含まれる、二国間クレジット制度（JCM）、コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）、ベトナムの3つの県の気候適応計画支援、2014年環境保護法の改訂の他、様々な分野での協力進捗を共有した。

セッション 2：気候変動

2. 両省は、パリ協定採択後の気候変動対策の確認内容を共有した。また緩和、透明性、及び適応の分野における協力を継続かつ強化し、これを確実に遂行することを確認した。
3. 両省は緩和に関し、ベトナムにおける脱炭素化への移行を、政策、政策実施手段、能力構築、及び低炭素及び脱炭素化技術の導入や普及及び／またはアップデートを通じて前進させるための包括的協力に合意した。当該協力には、例えばAIMモデルを利用した長期戦略の策定と再生エネルギーの主流化を含む、
4. 両省は、JCMの二国間文書更新の進展を歓迎し、JCMが引き続き緩和活動に貢献する重要なメカニズムであることを確認した。また、両省はJCMを通じてSDGs達成に貢献すること、またJCM Global Partnershipを通じてJCM提携国及び関係者の多様な提携を促進していくことを確認した。
5. 両省は透明性について、コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）における具体的な活動を見出すこと、及び排出削減に向けた長期戦略において協力することに合意し、また、活動の詳細について話し合うことを確認した。
6. 両省は、フルオロカーボンのライフサイクル管理に関するイニシアチブ(Initiative on Fluorocarbons Life Cycle Management)をはじめ、世界規模の活動への継続的な関与を含む、フルオロカーボンのライフサイクル管理を前進する取り組みを加速させることに合意した。
7. 両省は脱炭素化の推進における都市の戦略的重要性を認識し、例えば都市間協力を通じて、地域レベルでの脱炭素への取り組みを強化することについても合意した。

8. 両省は適応について、パイロットサイトにおける適応の主流化に関する更なる技術協力、及びモニタリングと評価(M&E)と能力構築による国家適応計画の実施プロセスへの貢献について、ベトナムの都市部・地域の両レベルでのあらゆる活動を通じた技術協力をさらに進めることに合意した。

セッション3：廃棄物管理と海洋プラスチックごみ

9. 両省とも、廃棄物管理・3Rに関する合同委員会により合意された広い方向性に基づいて、廃棄物管理と3Rの分野において、とりわけ、関連情報の共有や、技術移転の円滑化、ベトナムにおける民間セクターや州の参画など廃棄物発電プロジェクトの創出に向けた活動の実施といった協力を継続することに合意した。
10. 海洋プラスチックごみに関しては、両省、ベトナムの海洋プラスチック管理に関する国家行動計画(NAP)を歓迎し、日・ASEAN統合基金プロジェクト含む、海洋プラスチックごみ対策のための地域的イニシアチブの協力を促進することに合意した。
11. 両省は、包括的なライフサイクル・アプローチを通じて2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減することを目指す「大阪ブルーオーシャンビジョン」について再確認した。両省は、G20実施枠組に基づいた情報共有を含む国際的な活動と、第5回国連環境総会(UNEA5)に向けた更なる協議について協力することを合意した。
12. 両省は、2020年7月に署名した海洋プラスチックごみのモニタリングの分野における二国間協力に関する基本合意書を共有した。両省は、基本合意書に従って着実に実施すること、海洋プラスチックごみのモニタリングにおける更なる協力を協議することを合意した。また、両省は、海洋プラスチックごみの国際センターを含む、海洋プラスチックごみ対策のためのベトナムのイニシアチブの推進について協力することに合意した。
13. 両省は、清掃活動など民間部門との更なる協力を協議することに合意した。

セッション4：大気汚染、排水処理と水環境の国際協力

14. 大気質管理について、両省は、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の活動の拡大に向けた取組等、大気汚染対策を加速するための国際的プラットフォームへの積極的な関与及びこれを通じた継続的な協力を合意した。

15. 環境的に持続可能な交通（EST）について、両省はアジア EST 地域フォーラムに継続的に関与することに合意した。
16. 両省は、持続可能な開発目標 6.3 の達成における排水処理の重要性を再確認し、排水規制を満たすための浄化槽の役割を認識するとともに、きれいで安全な水のためにベトナムの地方において分散型排水処理の拡大に向けて更なる協力をすすめることについて合意した。この協力は、浄化槽の施工や操業の技術移転、これを支援する法制度の改善、そして良好な実践事例の実証を包含する事が出来る。また、両省は、アジア水環境改善モデル事業とアジア水環境パートナーシップ（WEPA）を通じた水環境保全に向けた技術的・制度的な能力強化の必要性について合意した。

セッション5：環境マネジメントのための制度

17. 公害防止に関しては、両省は日本国経済産業省（METI）とも連携しつつ、ベトナム環境保護法（LEP）への公害防止管理者制度（PCM）の導入に向け、制度検討のためのワーキンググループの設立等、協力の継続・強化に合意した。
18. 環境技術実証について、両省は、ASEAN メンバー国を対象とした能力開発プログラムの形成及び実施について協力することに合意した。

今後の方向性

19. 上記関連セッションにて言及された各対象分野における提案協力事項についての合意とは別に、両省は、利用可能な資源の中で、相互利益かつ優先課題となる分野における、更なる協力の可能性を追求することに合意した。
20. 両省は、会合形式の決定については新型コロナウイルスの状況を考慮しつつ、2021年、ベトナムにおいて第7回日越政策対話を開催することに合意した。